

改正

平成30年4月16日規則第22号
平成31年3月26日規則第5号
令和2年3月31日規則第7号
令和2年10月30日規則第34号

伊豆市景観まちづくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び伊豆市景観まちづくり条例（平成29年伊豆市条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(建築物以外の工作物)

第2条 条例第2条第4号に規定する建築物以外の工作物で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 垣、柵、擁壁その他これらに類する物件
- (2) 高架水槽、冷却塔、実験塔その他これらに類する物件
- (3) 煙突、排気塔その他これらに類する物件
- (4) 広告塔、装飾塔、記念塔その他これらに類する物件
- (5) 石油タンク、ガスタンクその他これらに類する物件
- (6) 電波塔、送電用鉄塔、風力発電設備その他これらに類する物件
- (7) 高架道路、高架鉄道、橋梁、横断歩道橋その他これらに類する物件
- (8) 土地に自立して設置する太陽光発電設備その他これに類するもの
- (9) 駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場及びこれに類する駐輪場
- (10) 車庫その他これに類するもの
- (11) 自動販売機
- (12) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成を妨げるおそれがある工作物として市長が指定するもの

(景観計画区域内における行為の届出)

第3条 法第16条第1項の規定による行為の届出は、行為届出書（様式第1号）に別表第1左欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる図書及びその他市長が必要と認める書類を添付して市長に提出するものとする。

2 前項の届出は、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令に基づく手続を行おうとする日（当該手続を要しない行為の場合は、当該行為に着手しようとする日）の30日前までに行わなければならない。

(届出を要する行為)

第4条 条例第8条各号の行為のうち、規則で定めるものは、別表第2のとおりとする。

(届出を要しない行為)

第5条 条例第9条第1項各号の行為のうち、規則で定めるものは、別表第3のとおりとする。

(行為の変更の届出)

第6条 法第16条第2項の規定による行為の変更の届出は、行為変更届出書（様式第2号）に、別表第1に掲げる図書のうち当該変更に係る図書を添付して行うものとする。

(適合通知)

第7条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合は、その届出に係る行

為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認めるときは、適合証明書（様式第3号）により通知するものとする。

（届出行為の完了届）

第8条 条例第11条の規定による完了届の提出は、行為完了届出書（様式第4号）により行うものとする。

（勧告）

第9条 法第16条第3項の規定による勧告は、勧告書（様式第5号）により行うものとする。

（景観計画区域内における行為の通知）

第10条 法第16条第5項の規定による行為の通知は、行為通知書（様式第6号）に、別表第1に掲げる図書を添付して市長に提出することにより行うものとする。

（変更命令等）

第11条 法第17条第1項又は第5項の規定による変更の命令は、命令書（様式第7号）により行うものとする。

（身分証明書）

第12条 法第17条第8項及び第23条第3項（法第32条第1項において準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第8号）によるものとする。

（提案の申請）

第13条 法第20条第1項若しくは第2項又は法第29条第1項若しくは第2項の規定による提案は、景観重要建造物（樹木）指定提案書（様式第9号）を市長に提出することにより行うものとする。

（不指定の通知）

第14条 法第20条第3項又は第29条第3項の規定による通知は、景観重要建造物（樹木）不指定決定通知書（様式第10号）により行うものとする。

（指定の通知）

第15条 法第21条第1項又は第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物（樹木）指定通知書（様式第11号）により行うものとする。

（告示事項及び標識）

第16条 条例第14条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1）景観重要建造物又は景観重要樹木の指定番号及び指定年月日
- （2）景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種
- （3）景観重要建造物又は景観重要樹木の所在地

2 法第21条第2項又は第30条第2項の規定により設置する標識は、前項各号に掲げる事項を記載するものとする。

（現状変更の許可申請等）

第17条 法第22条第1項又は第31条第1項の規定により現状変更の許可を受けようとする者は景観重要建造物（樹木）現状変更許可申請書（様式第12号）により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、現状変更を行おうとする日の30日前までに行わなければならない。

3 市長は、現状変更の許可をした場合は、景観重要建造物（樹木）現状変更許可書（様式第13号）により通知するものとする。

（指定の解除）

第18条 条例第14条第3項の規定により景観重要建造物等指定の解除を行う場合は、景観重要建造物（樹木）指定解除通知書（様式第14号）により行うものとする。

（所有者変更の届出）

第19条 法第43条の規定による所有者変更の届出は、景観重要建造物（樹木）所有者変更届出書（様式第15号）により行うものとする。

（景観資産の指定の告示）

第20条 条例第16条第3項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 景観資産の名称及び所在地
 - (2) 指定番号及び指定年月日
- (伊豆市景観審議会の組織)

第21条 条例第20条の規定に基づき設置する伊豆市景観審議会（以下「審議会」という。）に、会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総括し、審議会を代表する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (審議会の会議)

第22条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会の議長となる。
 - 3 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開催することができない。
 - 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 5 会長は、所掌する事務の審議にあたり必要があると認めるときは、会議に関係者、参考人等の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (景観審議会の庶務)

第23条 審議会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第24条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第3条から第12条までの規定は、平成29年7月1日から施行する。
- (伊豆市非常勤職員の報酬及び勤務時間等に関する規則の一部改正)
- 2 伊豆市非常勤職員の報酬及び勤務時間等に関する規則（平成25年伊豆市規則第13号）の一部を次のように改める。
- 別表第1に次の1項を加える。

伊豆市景観審議会委員

附 則（平成30年4月16日規則第22号）

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第7号）

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令和2年10月30日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条、第6条、第10条関係）

行為	図書	
法第16条第1項第1号から第3号まで又は同条第5項	位置図	方位及び行為地の付近見取図
	計画配置図	敷地の境界、建築物、工作物の位置及び緑化計画図又は外構平面図
	計画立面図及び断面	着色（各面の見付面積、仕上げ材の種類、各色の使用面積及

の行為	図又は完成予想図	びマンセル値)
	現況写真 ※は地上に設置する太陽光発電施設の新設の場合	行為地及びその周辺を含む。 ※道路景観軸、河川景観軸、駿河湾、観光レクリエーション施設、ホテル・旅館、ジオサイト、名勝、景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設、景観資産、一団の住宅地（別荘地を含む。）等からの中景、遠景写真
	景観形成基準対応表	
	再生可能エネルギー発電事業同意通知書（ただし、該当する行為に限る。）	伊豆市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（平成30年伊豆市条例第26号）に基づく同意通知書の写し
	その他市長が必要と認める書類	
条例第8条第1号及び第3号の行為	位置図	方位及び行為地の付近見取図
	計画配置図	敷地の境界及び行為の範囲
	計画平面図	行為の前後
	計画縦断図及び計画横断図	行為の前後
	緑化計画図	保存又は伐採若しくは植栽する木竹等の位置及び名称
	現況写真	行為地及びその周辺を含む
	景観形成基準対応表	
	その他市長が必要と認める書類	
条例第8条第2号の行為	位置図	方位及び行為地の付近見取図
	計画配置図	敷地の境界及び行為の範囲
	現況写真	行為地及びその周辺を含む
	景観形成基準対応表	
	その他市長が必要と認める書類	
条例第8条第4号の行為	位置図	方位及び行為地の付近見取図
	計画配置図	敷地の境界、建築物の位置及び緑化計画
	計画立面図及び断面図又は完成予想図	着色（各面の見付面積、仕上げ材の種類、各色の使用面積及びマンセル値）
	製品仕様書	規格値等
	現況写真	行為地及びその周辺を含む
	景観形成基準対応表	
	その他市長が必要と認める書類	

別表第2（第4条関係）

区分	条例第8条各号の規定により届出を要する行為	
	条例第8条第1号から第3号までの行為	夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の

			外観について行う照明
市内全域	下欄の区域及び重点地区を除く。	施行区域の面積が1,000㎡以上のもの	照明の新設、移設、改設及び色彩等の照明方式の変更で、届出対象となる規模の建築物及び工作物に設置される投光器、サーチライト、スポットライト、レーザーその他これらに類する物及び同敷地内に設置される投光器等
	道路景観軸の道路中心線から両側1kmの区域（重点地区を除く。）	施行区域の面積が500㎡以上のもの	
重点地区	修善寺温泉・桂谷地区（A、B、Cゾーン）	施行区域の面積が100㎡以上のもの	
	修善寺温泉・桂谷地区（Dゾーン）	施行区域の面積が500㎡以上のもの	
	湯ヶ島地区（A、B、Cゾーン）	施行区域の面積が500㎡以上のもの	

備考

- 1 道路景観軸とは、国道136号、国道414号、伊豆縦貫自動車道、主要地方道修善寺戸田線、主要地方道伊東西伊豆線、主要地方道伊東修善寺線、伊豆スカイライン、西伊豆スカイライン（一般県道船原西浦高原線、一般県道西天城高原線）、主要地方道沼津土肥線、一般県道遠笠山富戸線、一般県道中大見八幡野線、主要地方道熱海大仁線（いずれも伊豆市内の区間）をいう。別表第3において同じ。
- 2 重点地区とは、条例第15条に規定する景観まちづくり重点地区をいう。別表第3において同じ。

別表第3（第5条関係）

区分		条例第9条第1項各号の規定により届出を要しない行為		
		法第16条第1項第1号に規定する建築物の建築等	法第16条第1項第2号に規定する工作物の建設等	法第16条第1項第3号に規定する行為
市内全域	下欄の区域及び重点地区を除く。	<p>(1) 建築物の新築又は移転で、次のア及びイのいずれにも該当しないもの</p> <p>ア 地盤面からの高さが10mを超えるもの</p> <p>イ 延べ面積が1,000㎡以上のもの</p> <p>(2) 建築物の増築又は改築で、前号ア又はイに該当する建築物の増築又は改築に係る床面積の合計が10㎡以下のもの</p> <p>(3) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更等で、第1号ア又はイに該当する建築物で、変更部分の見付面積が総</p>	<p>(1) 工作物の新設、増築、改築又は移転で、次のアからオまでのいずれにも該当しないもの</p> <p>ア 地盤面からの高さが5mを超える擁壁</p> <p>イ 長さが20mを超える高架道路、橋梁及び横断歩道橋その他これらに類する物件</p> <p>ウ 施行区域の面積が1,000㎡以上の土地に自立した太陽光発電設備</p> <p>エ 収容能力20台以上の時間貸し駐車場等</p> <p>オ アからエまでに掲げるもののほか、工作物</p>	施行区域の面積が1,000㎡未満のもの

		見付面積の2分の1未満のもの	<p>で地盤面からの高さが10mを超えるもの</p> <p>(2) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更等で、前号アからオまでに該当する工作物で、変更部分の見付面積が総見付面積の2分の1未満のもの</p>	
	道路景観軸の道路中心線から両側1kmの区域（重点地区を除く。）	市内全域と同じ	<p>(1) 工作物の新設、増築、改築又は移転で、次のアからオまでのいずれにも該当しないもの</p> <p>ア 地盤面からの高さが5mを超える擁壁</p> <p>イ 長さが20mを超える高架道路、橋梁及び横断歩道橋その他これらに類する物件</p> <p>ウ 施行区域の面積が500㎡以上の土地に自立した太陽光発電設備</p> <p>エ 収容能力20台以上の時間貸し駐車場等</p> <p>オ アからエまでに掲げるもののほか、工作物で地盤面からの高さが10mを超えるもの</p> <p>(2) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更等で、前号アからオまでに該当する工作物で、変更部分の見付面積が総見付面積の2分の1未満のもの</p>	施行区域の面積が500㎡未満のもの
重点地区	修善寺温泉・桂谷地区（A、B、Cゾーン）	<p>(1) 建築物の増築又は改築で、建築物の増築又は改築に係る床面積の合計が10㎡以下のもの</p> <p>(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の</p>	<p>(1) 工作物の新設、増築、改築又は移転で、次のいずれにも該当しないもの</p> <p>ア 地盤面からの高さが3mを超える擁壁</p> <p>イ 長さが20mを超える高架道路、橋梁及び横</p>	施行区域の面積が100㎡未満

	<p>変更等で、変更部分の見付面積が総見付面積の2分の1未満のもの</p>	<p>断歩道橋その他これらに類する物件</p> <p>ウ 施行区域の面積が100㎡以上の土地に自立した太陽光発電設備</p> <p>エ 収容能力5台以上の時間貸し駐車場等</p> <p>オ 屋外に設置する自動販売機</p> <p>カ アからオまでに掲げるもののほか、工作物で地盤面からの高さが10mを超えるもの</p> <p>(2) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更等で、前号アからカまでに該当する工作物の変更部分の見付面積が総見付面積の2分の1未満のもの</p>	
<p>修善寺温泉・桂谷地区(Dゾーン)</p>	<p>(1) 建築物の新築又は移転で、次のいずれにも該当しないもの</p> <p>ア 地盤面からの高さが10mを超えるもの</p> <p>イ 延べ面積が300㎡以上のもの</p> <p>(2) 建築物の増築又は改築で、前号ア又はイに該当する建築物の増築又は改築に係る床面積の合計が10㎡以下のもの</p> <p>(3) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更等で、第1号ア又はイに該当する建築物の変更部分の見付面積が総見付面積の2分の1未満のもの</p>	<p>(1) 工作物の新設、増築、改築又は移転で、次のいずれにも該当しないもの</p> <p>ア 地盤面からの高さが5mを超える擁壁</p> <p>イ 長さが20mを超える高架道路、橋梁及び横断歩道橋その他これらに類する物件</p> <p>ウ 施行区域の面積が500㎡以上の土地に自立した太陽光発電設備</p> <p>エ 収容能力20台以上の時間貸し駐車場等</p> <p>オ アからエまでに掲げるもののほか、工作物で地盤面からの高さが10mを超えるもの</p> <p>(2) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更等で、前号アからオまでに該当する工作物</p>	<p>施行区域の面積が500㎡未満のもの</p>

			で、変更部分の見付面積が総見付面積の2分の1未満のもの	
湯ヶ島地区（Aゾーン）	<p>(1) 建築物の増築又は改築で、建築物の増築又は改築に係る床面積の合計が10㎡以下のもの</p> <p>(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更等で、変更部分の見付面積が総見付面積の3分の1未満のもの</p>	<p>(1) 工作物の新設、増築、改築又は移転で、次のいずれにも該当しないもの</p> <p>ア 地盤面からの高さが1 mを超える擁壁</p> <p>イ 長さが10mを超える高架道路、橋梁及び横断歩道橋その他これらに類する物件</p> <p>ウ 施行区域の面積が100㎡以上の土地に自立した太陽光発電設備</p> <p>エ 収容能力20台以上の時間貸し駐車場等</p> <p>オ 屋外に設置する自動販売機</p> <p>カ アからオまでに掲げるもののほか、工作物で地盤面からの高さが10mを超えるもの</p> <p>(2) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更等で、前号アからオまでに該当する工作物の変更部分の見付面積が総見付面積の3分の1未満のもの</p>	施行区域の面積が500㎡未満	
湯ヶ島地区（B、Cゾーン）	<p>(1) 建築物の新築又は移転で、次のいずれにも該当しないもの</p> <p>ア 地盤面からの高さが10mを超えるもの</p> <p>イ 延べ面積が300㎡以上のもの</p> <p>(2) 建築物の増築又は改築で、前号ア又はイに該当する建築物の増築又は改築に係る床面積の合計が10㎡以下のもの</p> <p>(3) 建築物の外観を変更</p>	<p>(1) 工作物の新設、増築、改築又は移転で、次のいずれにも該当しないもの</p> <p>ア 地盤面からの高さが1 mを超える擁壁</p> <p>イ 長さが10mを超える高架道路、橋梁及び横断歩道橋その他これらに類する物件</p> <p>ウ 施行区域の面積が100㎡以上の土地に自立した太陽光発電設備</p> <p>エ 収容能力20台以上の</p>	施行区域の面積が500㎡未満のもの	

		<p>することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更等で、第1号ア又はイに該当する建築物の変更部分の見付面積が総見付面積の3分の1未満のもの</p>	<p>時間貸し駐車場等 オ 屋外に設置する自動販売機 カ アからオまでに掲げるもののほか、工作物で地盤面からの高さが10mを超えるもの (2) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更等で、前号アからカまでに該当する工作物で、変更部分の見付面積が総見付面積の3分の1未満のもの</p>	
--	--	---	--	--

行為届出書

年 月 日

伊豆市長 様

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

印

（電話）

景観計画区域内における行為について、景観法第16条第1項の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

景観計画区域の名称				
建築物等の名称				
行為の場所				
地域地区の種別	用途地域指定	有（	地域）・無	
	国立公園地域指定	有（	地域）・無	
	抑制区域指定	有（	）・無	
行為の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで			
行為者	住所（所在地）			
	氏名（名称及び代表者氏名）			
設計者	住所（所在地）			
	氏名（名称及び代表者氏名）			
行為の種別	建築物	新築・増築・改築・修繕・色彩の変更		
	工作物	新築・増築・改築・修繕・色彩の変更		
	特定照明	新設・移設・改設・照明方法の変更		
	その他			
1 建築物の概要	主要用途		構造	
		届出部分	既存部分	合計
	敷地面積	m ²	m ²	m ²
	建築面積	m ²	m ²	m ²
	延べ床面積	m ²	m ²	m ²
階数	地上 階 地下 階		高さ	m

	屋根	仕上げ方法		意匠	
				色彩 (マンセル値)	
	外壁	仕上げ方法		意匠	
				色彩 (マンセル値)	
2 工作物の概要	種類		構造		
	高さ (地上高)	(m m)	面積	m ²	
	仕上げ方法			意匠	
3 特定照明の概要	種類				
	照射物の高さ				
4 その他の概要	行為の面積	m ²			
	堆積の高さ	最高	m、	最低	m
添付書類					
受付	年 月 日			第 号	

備考 1 抑制区域とは、伊豆市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の規定に基づく抑制区域をいう。

2 受付の欄は、記入しないでください。

行為変更届出書

年 月 日

伊豆市長 様

住所（所在地）
 氏名（名称及び代表者氏名） ㊞
 （電話）

年 月 日付けで景観法第16条第1項の規定により届け出た事項を変更したいので、同条第2項の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

景観計画区域の名称		
建築物等の名称		
行為の場所		
行為の種別	建築物	新築・増築・改築・修繕・色彩の変更
	工作物	新築・増築・改築・修繕・色彩の変更
	特定照明	新設・移設・改設・照明方法の変更
	その他	
当初届出年月日	年	月 日
整理番号	第	号
変更内容		

適合証明書

第 号
年 月 日

様

伊豆市長 回

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認めたので通知します。なお、行為の着手に当たっては、留意事項に配慮してください。

※ 整理番号

景観計画区域の名称	
行為の場所	伊豆市
行為の種類	
短縮後の行為の着手の制限期間	年 月 日から 年 月 日
留意事項 ・ 行為完了後、適切な管理に努め、周辺の景観へ配慮すること。 ・ 関係法令上の制限を遵守すること。	

備考 本適合証明書は、景観法、伊豆市景観まちづくり条例及び同施行規則に適合する旨の証明書であり、他の土地利用関係法令上の制限、手続等に適合することの証明書ではありません。

行為完了届出書

年 月 日

伊豆市長 様

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

印

（電話）

年 月 日付けで景観法第16条第1項の規定により届け出た景観計画区域内行為が完了したので、伊豆市景観条例第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

景観計画区域の名称		
建築物等の名称		
行為の場所		
行為の種別	建築物	新築・増築・改築・修繕・色彩の変更
	工作物	新築・増築・改築・修繕・色彩の変更
	特定照明	新設・移設・改設・照明方法の変更
	その他	
当初届出年月日	年 月 日	
変更届出年月日	年 月 日	
整理番号	第	号
完了年月日	年 月 日	

備考

周辺を含めた行為の完了の様子が確認できる写真を添付すること。

勧告書

第 号
年 月 日

様

伊豆市長 印

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観計画により定められた当該行為についての制限に適合しないと認められるので、景観法第16条第3項の規定により、次のとおり必要な措置をとることを勧告します。

景観計画区域の名称		
建築物等の名称		
行為の場所		
行為の種別	建築物	新築・増築・改築・修繕・色彩の変更
	工作物	新築・増築・改築・修繕・色彩の変更
	特定照明	新設・移設・改設・照明方法の変更
	その他	
整理番号	第	号
適合しないと認められる理由		
とるべき措置		
履行期限	年	月 日
報告期限	年	月 日
報告先		

備考 とった措置の内容が確認できる図書及び写真を添付すること。

行為通知書

年 月 日

伊豆市長 様

住所（所在地）

機関名（名称及び代表者氏名） ⑩

（電話）

景観計画区域内における行為について、景観法第16条第5項の規定により、関係図書を添えて次のとおり通知します。

景観計画区域の名称					
建築物等の名称					
行為の場所					
地域地区の種別	用途地域指定	有	（ 地域 ）		・ 無
	国立公園地域指定	有	（ 地域 ）		・ 無
	抑制区域指定	有	（ ）		・ 無
行為の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで				
行為者	住所（所在地）				
	氏名(名称及び代表者氏名)				
設計者	住所（所在地）				
	氏名(名称及び代表者氏名)				
行為の種別	建築物	新築・増築・改築・修繕・色彩の変更			
	工作物	新築・増築・改築・修繕・色彩の変更			
	特定照明	新設・移設・改設・照明方法の変更			
	その他				
1 建築物の概要	主要用途		構造		
		届出部分	既存部分	合計	
	敷地面積	m ²	m ²	m ²	
	建築面積	m ²	m ²	m ²	
	延べ床面積	m ²	m ²	m ²	
	階数	地上 階	地下 階		高さ

	屋根	仕上げ方法		意匠	
				色彩 (マンセル値)	
	外壁	仕上げ方法		意匠	
				色彩 (マンセル値)	
2 工作物の概要	種類		構造		
	高さ (地上高)	(m)	面積	m ²	
	仕上げ方法			意匠	
3 特定照明の概要	種類				
	照射物の高さ				
4 その他の概要	行為の面積	m ²			
	堆積の高さ	最高	m、	最低	m
添付書類					
受付	年 月 日			第	号

備考 1 抑制区域とは、伊豆市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の規定に基づく抑制区域をいう。

2 受付の欄は、記入しないでください。

命令書

第 号
年 月 日

様

伊豆市長 回

あなたがしようとする（した）行為が景観計画に定められた行為の制限に適合しないと認められるので、景観法第17条第1項及び第5項の規定により、次のとおり必要な措置をとることを命じます

なお、この命令に違反したときは、同法第101条の規定により、一年以下の懲役又は50万円以下の罰金若しくは同法第102条第1号の規定により、50万円以下の罰金に処されることがあります。

命令の対象となる行為	
命令の理由	
とるべき措置	
履行期限	年 月 日
報告期限	年 月 日
報告先	

備考 とった措置の内容が確認できる図書及び写真を添付すること。

（教示）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊豆市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊豆市を被告として（訴訟においては、伊豆市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日交付

身分証明書

所属

職名

氏名

上記の者は、景観法第17条第6項若しくは同法第23条第2項（同法第32条第1項において準用する場合を含む。）の規定により原状回復等を行い、又は同法第17条第7項の規定により立入検査若しくは立入調査をする権限を有する者であることを証明する。

伊豆市長

印

景観重要建造物（樹木）指定提案書

年 月 日

伊豆市長 様

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

㊟

（電話）

景観法第20条第1項又は第2項（第29条第1項又は第2項）の規定により、次の建造物（樹木）を景観重要建造物（樹木）として指定することについて、関係図書を沿えて提案します。

景観計画区域の名称	
建造物の名称（樹木の樹種）	
建造物（樹木）の所在地	
建造物の用途	
建造物の建築年月日 （樹木の推定樹齢）	年 月 日（ 年）
建造物（樹木）の特徴	
添付図書	

備考

添付図書は、下記による。

- 1 当該建造物（樹木）や周辺の様子が分かる位置図、配置図、平面図、立面図等及び当該建造物（樹木）周辺を含めた様子が確認できる写真
- 2 景観法第20条第1項又は第2項（第29条第1項又は第2項）に規定する合意を得たことの証拠書類
- 3 その他当該提案に必要となる図書

景観重要建造物（樹木）不指定決定通知書

第 号
年 月 日

様

伊豆市長

Ⓢ

年 月 日付けで提出のあった景観重要建造物（樹木）の指定に対する提案については、下記の理由により指定する必要がないと決定しましたので、景観法第20条第3項（第29条第3項）の規定により通知します。

記

景観重要建造物（樹木）に指定する必要がないと決定した理由	
------------------------------	--

景観重要建造物（樹木）指定通知書

第 号
年 月 日

様

伊豆市長



景観法第21条第1項（第30条第1項）の規定により、景観重要建造物（樹木）に指定したので、次のとおり通知します。

景観重要建造物（樹木）の指定番号及び指定年月日	第 号	年 月 日
景観重要建造物の名称 （樹木の樹種）		
景観重要建造物（樹木）の所在地		
景観重要建造物（樹木）の所有者の氏名及び住所	氏名	
	住所	
指定の理由となった景観重要建造物（樹木）の外観の特徴等		

様式第12号（第17条関係）

景観重要建造物（樹木）現状変更許可申請書

年 月 日

伊豆市長 様

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

㊞

（電話）

景観重要建造物（樹木）の現状変更の許可を受けたいので、景観法第22条第1項（第31条第1項）の規定により、次のとおり関係図書を添えて申請します。

記

景観重要建造物（樹木）の指定番号 及び指定年月日	第 号	年 月 日
景観重要建造物の名称 （樹木の樹種）		
景観重要建造物（樹木）の所在地		
設計者	住所	
	氏名	
	電話番号	
施工者	住所	
	氏名	
	電話番号	
現状変更行為の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
現状変更行為の内容及び理由		
添付図書		

備考

添付図書は、下記による。

- 1 現状変更行為の内容が分かる位置図、配置図、平面図、立面図等及び当該建造物（樹木）周辺を含めた写真
- 2 その他当該現状変更申請に必要な図書

第 号
年 月 日

様

伊豆市長



年 月 日付けで申請のあった景観重要建造物（樹木）の現状変更については、次の条件を付して許可します。

景観重要建造物（樹木）の指定番号及び指定年月日	第 号	年 月 日
景観重要建造物の名称 （樹木の樹種）		
景観重要建造物（樹木）の所在地		
現状変更の内容		
許可条件		

景観重要建造物（樹木）指定解除通知書

第 号
年 月 日

様

伊豆市長



景観法第27条第1項及び第2項（第35条第1項及び第2項）の規定により、景観重要建造物（樹木）の指定を解除したので、下記のとおり通知します。

景観重要建造物（樹木）の指定番号 及び指定年月日	第 号	年 月 日
景観重要建造物の名称 （樹木の樹種）		
景観重要建造物（樹木）の所在地		
景観重要建造物（樹木）の所有者の 氏名及び住所	氏名	
	住所	
景観重要建造物（樹木）の指定解除 年月日	年 月 日	
指定解除の理由		

様式第15号（第19条関係）

景観重要建造物（樹木）所有者変更届出書

年 月 日

伊豆市長 様

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

印

（電話）

景観重要建造物（樹木）の所有者の変更をしたいので、景観法第43条の規定により、次のとおり届け出ます。

景観重要建造物（樹木）の指定番号及び指定年月日	第 号	年 月 日
景観重要建造物の名称 （樹木の樹種）		
景観重要建造物（樹木）の所在地		
旧所有者	住所	
	氏名	
	電話番号	
新所有者	住所	
	氏名	
	電話番号	
所有者の変更年月日	年 月 日	
変更の理由		